

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

災害減免法の適用

Q：私は、サラリーマンですが、7月に自宅が火災にあい、大変な被害を受けました。災害減免法について教えてください。

A：個人やその個人と生計を一にする一定の親族が、災害（震災、風水害、火災等）によって、住宅や家財につき、その価額の1/2以上の被害を受けた場合には、その被害を受けた年分の所得税額を、次のように軽減又は免除されます。軽減又は免除される金額は、合計所得金額の区分に応じて計算されます。この規定の適用を受けることができるのは、被害を受けた年分の合計所得金額が、1千万円（収入が給与収入だけの場合は、平成7年度ベースで給与収入が約1千230万円）以下の場合です。

| その年分の合計所得金額 | 軽減又は免除額 |
|-------------------|---------------|
| 500万円以下 | その年分の所得税額の全額 |
| 500万円超 750万円以下 | その年分の所得税額の1/2 |
| 750万円超 1千万円以下 | その年分の所得税額の1/4 |

この規定は、確定申告によって適用されますので、被害を受けた年の翌年に所得税の全部や一部の免除を受けることになります。また、その被害にあった年中に受けられる以下の災害減免法の規定もあります。給与等の支払いを受ける者等は、税務署長に申請書を提出して、被害後に支給される給与等に対する源泉所得税の徴収の猶予や、既に徴収された源泉所得税の還付を受けることができます。

